

別紙 2

特記仕様書

(下水道処理施設等)

第 1 条 仕様書第 3 条第 1 項でいう「下水道処理施設等」は、別表 1 「下水道処理施設等一覧表」のとおりとする。

(資格及び員数)

第 2 条 仕様書第 1 7 条に定める業務に必要な資格及び員数は、別表 2 「有資格者一覧表」に定める。

(業務対象の主要施設)

第 3 条 設備の概要は、下記のとおりとする。

(1) 処理場

場内ポンプ場	1 式	汚泥脱水設備	1 式
予備曝気槽	1 式	消化タンク加温設備	1 式
最初沈殿池	1 式	消化ガス設備	1 式
反応タンク	1 式	沈砂し渣処理設備	1 式
送風機設備	1 式	脱臭設備	1 式
最終沈殿池	1 式	受変電設備	1 式
滅菌設備	1 式	自家発電設備	1 式
処理水再利用設備	1 式	監視制御設備	1 式
汚泥濃縮設備	1 式	高低圧電気設備	1 式
汚泥消化設備	1 式	建築付帯設備	1 式
汚泥洗浄設備	1 式		

(2) 中継ポンプ場

ゲート設備	1 式	自家発電設備	1 式
沈砂設備	1 式	監視制御設備	1 式
ポンプ設備	1 式	高低圧電気設備	1 式

脱臭設備	1 式	建築付帯設備	1 式
受変電設備	1 式		

(3) マンホールポンプ

ポンプ設備	1 式	監視設備	1 式
電気設備	1 式		

(運転管理の基準)

第 4 条 業務は、「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」（最新版）及び本仕様書の定めによる。

(処理場の管理)

第 5 条 従業員は処理場に常駐し、次の業務を行う。

2 業務の内容は、次の各号による。

(1) 運転操作監視業務

設備等を適正に運転するために常勤して行う操作をいう。

ア 運転操作監視業務は、監視要員 2 人以上とし、24 時間体制でこれを行う。中央監視室又はこれに相当する箇所には、常時 1 人が常駐すること。

イ 監視の方法は、中央操作監視装置又は現場操作盤によるものとする。

ウ 水質の異常、水位異常、停電、機器の故障、その他異状が発生したことを認めるときは、直ちに当該箇所に急行し必要な措置をとること。

エ 集中豪雨、台風等による異状降雨又はその他の災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合には、状況に応じて従業員を召集し又は常駐待機させて運転操作を行う等必要な措置をとること。

オ 以下の作業を行う。

- (ア) 監視室における監視、運転操作、記録等の作業
- (イ) 現場操作盤における監視、運転操作、記録等の作業
- (ウ) 電気室における計器類の指示値の記録等の作業
- (エ) 管理日報等の作成、故障記録の作成等帳票管理の作業

- (イ) 監視室内の清掃、整理整頓等の作業
 - (カ) 夜間の巡視点検作業
 - (キ) その他必要なこと
- (2) 保守点検業務
- 設備等の正常な運転を確保するために行う作業をいう。詳細は、別表3「保守点検業務」に定める。
- (3) 水質試験業務
- 処理場の適正な維持管理のために行う水質試験等に関する作業をいう。
- ア 平常試験（水質試験、汚泥試験）
- 処理場の適正な維持管理のために水質試験、汚泥試験を行う。
- 詳細は、別表4「平常試験の項目（水質試験・汚泥試験）」に定める。
- イ 水質試験補助作業
- 発注者が別途行う水質試験、汚泥試験にあたって、採水、採泥、簡易な計測、記録その他必要な補助作業を行う。
- これらの試験の試料採取時には必ず立会し、必要に応じて現状の説明等を行う。
- ウ データの整理
- 水質試験に関するデータを集計し、整理する。
- (4) 事務業務（各中継ポンプ場等に係るものを含む。）
- ア 発注者との業務打合せ及び報告
- 必要に応じて打合せを行う。
- 点検結果報告書、運転データその他必要資料の提出、説明等を行う。
- イ 記録用書類の作成及び整理
- 記録用書類とは、日誌、日報、月報、年報類等をいう。運転記録とは、検針票、チャート記録紙、故障警報記録等運転状態を記録したものをいう。点検整備記録及び点検結果票とは、日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検、故障修理の報告書等をいう。これらの書類文書等の作成及び整理を行う。
- ウ 清掃及び整理整頓
- 事務室、監視室及び控室の清掃整理整頓等を行う。

エ 休日夜間における電話対応

下水道管渠施設や排水設備に関する住民からの通報及び問合せ電話への対応を行う。

気象情報、事故等に係る発注者に対する緊急連絡、通報等の対応を行う。

(5) その他の業務（各中継ポンプ場に係るものを含む。）

ア 構内の環境整備

建物内部の清掃、屋外清掃、樹木の剪定、除草等を行う。

イ 貸与品、支給品の整理

保管状況の確認及び在庫管理を行う。

ウ 立会

発注者が行う工事、修繕、委託業務等の実施の際は立会い、必要に応じて機器又は設備の運転操作を行う。

エ 沈砂、し渣の処理及び運搬

沈砂、し渣を処理設備で処理し、発注者が指定する場所に運搬する。

運搬は本業務に含むものとし、処分に要する費用は発注者が別途負担する。

オ 訓練、安全教育等

万一の事故や火災等に備えて、必要な訓練を定期的に行う。また必要に応じて臨時にこれを行う。詳細は、別表5「訓練・教育」に定める。

訓練、安全教育等を行ったときは、内容を書面で作成し保管する。

- 3 処理場に流入する汚水を、巡回の都度、又は水質測定器で監視して、悪質な排水の発見に努めるものとする。異状を発見した場合には、直ちに総括責任者を經由して発注者に報告する。

(中継ポンプ場等の管理)

第6条 通常時は処理場の遠方監視装置にて各中継ポンプ場及び各マンホールポンプ（以下「中継ポンプ場等」という。）の運転管理を24時間体制で行う。併せて、巡回による管理を行う。気象情報には日頃から注意し、大雨、高潮及び津波が予測される時は、必要に応じた運転管理を行うこと。

2 業務の内容は、次の各号によるものとする。

(1) 運転操作監視業務

設備等を適正に運転するために行う操作をいう。

ア 監視の方法は、遠方監視制御装置によるものとし、処理場を監視所、中継ポンプ場等を被監視所とする。

イ 遠方監視は24時間体制で行う。

ウ 被監視所において、水位異常、停電、主要機器の故障その他異状が発生したことを監視所で認めたときは、直ちに当該現場に急行し、必要な措置を施すこと。

エ 集中豪雨、台風等による異常降雨、その他の災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合には、状況に応じて従業員を召集し又は、常駐待機させて運転操作を行う等必要な措置をとること。

オ 以下の作業を行う。

(ア) 監視室における監視、運転操作、記録等の作業

(イ) 現場における監視、運転操作、記録等の作業

(ロ) 電気室における計器類の指示値の記録等の作業

(ハ) 日報等の作成、故障記録の作成等帳票管理の作業

(ニ) 被監視所内の清掃、整理整頓等の作業

(ホ) 夜間の巡視点検作業

(ヘ) その他必要なこと

(2) 保守点検業務

設備等の正常な運転を確保するために行う作業をいう。詳細は、別表3「保守点検業務」に定める。

3 中継ポンプ場等に流入する汚水を、巡回の都度、監視して、悪質な排水の発見に努めるものとする。異状を発見した場合には、直ちに総括責任者を経由して発注者に報告する。

(マンホールポンプ管理上の注意事項)

第7条 各マンホールポンプは、車道又は民地に面した狭あいな場所に設置されているので、業務の実施に際しては、近隣住民、通行人や車両等に危険を

及ぼさないように、また支障をきたさないように、安全を確保しなければならない。

2 従業員の安全を確保しなければならない。

(沈砂、し渣の処理)

第8条 中継ポンプ場等で除去した沈砂、し渣は回収し、処理場に搬入する。

2 処理場で発生し、又は中継ポンプ場等から搬入した沈砂及びし渣は、発注者の指定する場所に搬出する。なお、搬出は本業務に含むものとし、処分に要する費用は発注者が別途負担する。

(範囲外の業務)

第9条 次の各号に掲げる業務は、本業務の範囲外とする。

- (1) 消防設備点検業務
- (2) 危険物法定検査(法定自主点検は除く。)
- (3) クレーン法定検査(法定自主点検は除く。)
- (4) 各中継ポンプ場ポンプ井清掃業務
- (5) 電気設備管理業務
- (6) 脱臭設備活性炭入替
- (7) その他発注者が認めるもの

(大雨対策用ポンプ運転管理業務)

第10条 江の浦中継ポンプ場の大雨対策用ポンプ運転管理については別表6「大雨対策用ポンプ運転管理業務」に定める。

(その他)

第11条 その他必要な管理は別表7「その他必要な管理」に定める。